

司法院釈字第 452 号 (1998 年 4 月 10 日) *

争 点

夫婦の一方の意思により住所を決定するとしている民法の規定は違憲か。

(民法關於夫妻住所以單方意思決定之規定違憲?)

キーワード

住所、同居の義務、共同生活、法的効力

解釈文：民法第一〇〇二条の規定により、妻は夫の住所をその住所とし、婿養子たる夫は妻の住所をその住所とするとしている。但し、夫が妻の住所をその住所とする、或いは妻が婿養子たる夫の住所をその住所とすると約定する場合は、その約定に従うとしている。本条但書の規定では、夫婦双方に住所を約定する機会を与えていたが、もしも妻或いは婿養子たる夫が約定を拒否し或いは双方による協議が不成立となってしまった場合は、すなわちその一方が設定した住所をその住所としなけれ

ばならない。前掲した法律は相手方による住所の選択および具体的事情の格別な状況を配慮しておらず、それが憲法上の平等原則および比例原則に尚も一致しないものであり、よって本解釈の公布日から、遅くとも一年を満時とし、その効力を失うものとするべきである。また、夫婦住所の設定と夫婦同居の義務の履行は尚も異なるところがあり、住所とはすなわちもうもろの法的効力を決定する中心地であり、民法が定める同居の義務を履行する唯一の場所ではない。夫婦はたとえ住所が未設定で

*翻訳者：吳 煙宗・吳 厚子

あっても、依然として永久に共同生活を目的とし、相互に同居の義務を履行する責任を負うべきであり、こうしたことは当然に属するものである

解釈理由書：民法第一〇〇二条の規定により、妻は夫の住所をその住所とし、婿養子たる夫は妻の住所をその住所とするとしている。但し、夫が妻の住所をその住所とする、或いは妻が婿養子たる夫の住所をその住所とすると約定する場合は、その約定に従うとしている。これによると、夫婦共同住所の指定権は夫に属し、婿養子たる夫はその妻の指定に従う。その但書は、夫婦間での住所を設立する意思を尊重するため、嫁入婚の場合には、夫婦は夫が妻の住所をその住所と約定することができ、招婿婚の場合には、妻が夫の住所をその住所と約定することができると規定しているが、もしも夫或いは婿養子たる夫の妻が約定を拒否し或いは双方による協議が不成立となつた場合は、すなわちその一方が設定した住所をその住所としなければならない。これは

まるで性別また当該婚姻は嫁入婚か或いは招婿婚かによる法律上の差別的規定を設け、夫または婿養子たる夫の妻に最終的決定権を与えているようなものである。人民の居住の自由とは、すなわち人民はその住所を選択する自由権があることを指す。住所とは、すなわちもろもろの法的効力を決定する中心地であり、夫妻が相互に同居の義務を負担するのは、元来民法第一〇〇一条前段にいう明文規定であるが、民法では自然人が住所を設けるべしと強制的には定めておらず、夫婦が住所を以って同居の義務を履行する唯一の場所とすべしという明文規定も存在しない。よって、夫妻が同居の義務を履行する場所は住所の限りでない。昨今の教育の普及を鑑みると、男女は教育を受ける機会が均等になり、就職の事情も変化し、各職種に従事する機会もほとんど優劣の区別がなくなり、そして夫婦各自の就職場所も必ずしも同様ではない。夫婦がもしも仲睦まじく、相互に忍耐と譲歩ができるようになり、常に相手方の希望を配慮できるようあらば、住所の設

定について妥協或いは折衷が可能となり、住所を約定する場合は当然のことではあるが、もしも夫或いは婿養子たる夫の妻が住所の約定を拒否する場合は、すなわち民法第一〇〇二条前段の規定により、他方の配偶者がその配偶者が設定した住所をその住所としなければならず、こうした法律は相手方による住所の選択および具体的事情の格別な状況を配慮しておらず、それが憲法上の平等原則および比例原則に尚も一致しないものであり、よって本解釈の公布日から、遅くとも一年を満時とし、その効力を失うものとするべきである。

また、夫婦住所の設定と夫妻同居の義務の履行は尚も異なるところがあり、夫婦はたとえ住所が未設定であっても、依然として永久に共同生活を目的とし、相互に同居の義務を履行する責任を負うべきであり、こうしたことは当然に属するものである。